

「自動車登録のあり方に関する検討会」第4回議事概要

1. 日 時 平成 23 年 1 月 26 日（水）13:00～15:10

2. 場 所 国土交通省国際会議室

3. 委員からの主な発言

（1）登録手続における添付書類の簡略化の方向性について

- 添付資料の見直しは、現在の添付資料が果たしている役割（何を証明し、どのような証明力があるのか等）についての検討を行うことが必要。単に代替物を探すだけでは簡略化には限界がある。
- 住所変更の履歴すべてを登録手続時に証明するのは申請者には負担の多い作業である。例えば誓約書で代替するなど、負担軽減策を検討していただきたい。
- 所有権の公証を行っている登録自動車については、添付書類の簡略化が可能な部分には限界がある。
- 自動車保険の締結時に、自動車検査証は確認書類の一つとなっており、仮に同検査証を登録と検査で分離するなら、その場合の実務を検討する必要がある。
- 自動車検査証は、自動車売買の際、真の所有者を確認する手段となっている。仮に同検査証の返納を不要とすると、一台の車に複数の同検査証が交付されることとなり、自動車売買時のトラブルの種になる。
- 自動車検査証の検査・登録の分離は、同検査証を信じて車を売買する自動車ユーザーに被害が及ぶ。仮に分離するのであれば、自動車ユーザーの意識をも変えることが必要となる。
- 整備命令の対象車は、整備を受けない限り名義変更等の手続きを進められないこととなっている。「全ての検査は登録につながる」という基本的考え方の反映である。今回、自動車検査証を検査と登録で分離するのであれば、基本的考え方からの変更となる。
- 譲渡証明書について、契約書の写しで代替することを検討すべき。不動産の場合は、贈与なのか売買なのか等が分かるようにしている。自動車の現在の様式は非常に簡素なものであり、委任状と一本化して廃止するなど思い切った簡素化を検討すべき。
- 自動車を相続する際、残存価値が 100 万円を境にして提出書類が異なる取扱い（相続人全員の署名を要する書面か、相続人代表の署名を要する書面か）となっている。この扱いについても見直して欲しい。
- 住民基本台帳カードの普及への協力は是非行うべき。同カードの利用価値を高める努力が必要。

(2) 今後のワンストップサービス（OSS）のイメージについて

- 大局的に見て、OSS を普遍化していく、という点では、本検討会の各委員の合意はあるのではないか。一筋には行かず、時間を要すると思われるが、この方向性については合意されていると思われる。
- 今回示された OSS のフロー図は、手続きが複雑という印象。行政を肥大化させないという観点も必要。
- 新しい手続きの検討の際は、「自動車ユーザーが想定通りに行動しない」ことを予定した設計を行うことが必要。
- OSS は、住民基本台帳カード取得の必要性、専門用語の理解等が壁となり個人利用は進まず、ディーラー等代理人による利用が進んでいるところ。今後、OSS の一層の推進を検討する際には、利用者としては個人ではなく代理人を想定することが現実的。
- 変更登録や移転登録の OSS フロー図については、登録日がいつか、という点についても検討をして欲しい。保険事務への影響がある。
- 登録申請が窓口と OSS で並存するのであれば、同一の自動車に対する窓口での登録申請と OSS の登録申請が同時に行われた場合の優先順位の考え方（ルール）を決める必要がある。
- 都道府県税の申告について、県毎に様式に違いが見られる。できるだけ簡易な形でこれら様式を統一するよう、働きかけることが必要ではないか。
- OSS センター（仮称）については、業務量が多いと思われる。行政を肥大化しないためにも、民間の活用についても検討するべき。
- OSS の変更登録は、ナンバープレートの変更を要する登録が主である。その際、封印の乙種事業者への委託内容を現状のままとしていては、利用が進まないのではないか。
- ナンバープレート取り付けのために出頭を要するのは、OSS の隘路。封印制度の見直しは必要。
- 登録の土日受け付けについても検討すべきではないか。自動車ユーザーが最も登録手続きを行える曜日は土日である。

(3) 今後の検討会の進め方

- 検討会を今後 2 回開催し、各々パブリックコメントに付する案の検討及びパブリックコメントの結果報告及び検討を行うこととした。

以 上